

岐阜県がん対策推進条例改正（案）

平成二十二年条例第四十一号
改正 平成 年条例第 号

（目的）

第1条 この条例は、がんが県民の疾病による死亡の最大の原因となっている等県民の生命及び健康にとって重大な問題となっている現状並びにがん対策においてがん患者（がん患者であった者を含む。以下同じ。）がその状況に応じて必要な支援を総合的に受けられるようにすることが課題となっていることに鑑み、がん対策に関し県の責務等を明らかにし、並びに予防、早期発見、医療、緩和その他がん対策に関する基本的な事項及び本県の特성에応じた事項を定めることにより、がん対策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（県の責務）

第2条 県は、国、市町村、医療機関、医療関係団体、がん患者及びその家族等で構成される民間団体その他関係団体と連携を図りつつ、本県の特性を踏まえたがん対策に関する施策を策定し、実施するものとする。

（県民の役割）

第3条 県民は、食生活、喫煙、運動その他の生活習慣が健康に及ぼす影響等がんの罹患に関する正しい知識を学び、及び健康増進を図り、もってがんの予防に細心の注意を払うとともに、積極的にがん検診（精密検査を含む。以下同じ）を受けるよう努めるものとする。

（医師等の役割）

第4条 医師、保健師、看護師その他がんの予防及び早期発見の推進並びにがんに係る医療（以下「がん医療」という。）に従事する者（以下「保健医療関係者」という。）は、県が講ずるがん対策に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（事業者の役割）

第5条 事業者は、従業員に対し、がんの予防、がん検診の受診その他のがん対策に関する啓発に努めるとともに、がん患者の雇用の継続等に配慮するよう努めるものとする。

2 事業者は、県が講ずるがん対策に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（がんの予防の推進）

第6条 県は、がんの予防を推進するため、市町村、医療機関その他関係機関と連携し、及び協力して、次に掲げる施策を講ずるものとする。

- 一 食生活、喫煙、運動その他の生活習慣が健康に及ぼす影響、がんの原因となるおそれのある感染症並びに性別、年齢等に係る特定のがん及びその予防その他のがんの罹患に関する知識の普及及び啓発
- 二 県がその事務を処理するために使用する施設、学校、病院、公園、歩道その他の多数の者が利用する施設における受動喫煙を防止するための禁煙又は分煙の推進
- 三 市町村がその事務を処理するために使用する施設、学校、病院、公園、歩道その他の多数の者が利用する施設における受動喫煙を防止するための禁煙又は分煙の促進
- 四 前各号に掲げるもののほか、県内におけるがんの予防のために必要な施策

(がんの早期発見及び検診の質の向上等)

第7条 県は、がんの早期発見を推進するため、市町村、医療機関その他関係機関と連携し、及び協力して、次に掲げる施策を講ずるものとする。

- 一 がん検診受診率の向上のための普及啓発その他の必要な施策
- 二 がん検診に携わる保健医療関係者の資質の向上を図るための施策

2 県は、がん検診の質の向上等を図るため、市町村におけるがん検診の実態を把握するとともに、必要な施策を講ずるものとする。

(女性特有のがん予防及び検診の推進)

第8条 第6条第1号及び第7条第1項第1号に掲げる施策を講ずるにあたっては、県は、女性に特有のがんに関し、がんにかかりやすい年齢を考慮したがんに関する知識の普及、がん検診受診率の向上その他がんの予防対策を推進するものとする。

(がん患者等への支援)

第9条 県は、がん患者の療養生活の質の維持向上並びにがん患者及びその家族の精神的及び社会的な不安その他の負担の軽減に資するために、次に掲げる施策を講ずるものとする。

- 一 セカンドオピニオン（診断又は治療に関して担当医以外の医師の意見を聞くことをいう。）を含めた相談体制の充実
- 二 がんに罹患しても働き続けることができるよう、がん患者及び事業者に対する相談支援及び情報の提供の体制整備並びに県民の理解を深めるための普及啓発
- 三 がん患者及びその家族等で構成される民間団体その他の関係団体が行うがん患者等を支援することを目的とする活動への支援

(がん医療の充実)

第10条 県は、保健医療関係者と連携し、がん患者がその居住する地域にかかわらず等しく科学的知見に基づく適切ながん医療を受けることができるとともに、がん患者の意向に十分に配慮した質の高いがん医療が提供できるよう、がん医療の充実のために必要な施策を講ずるものとする。

(在宅医療の充実)

第11条 県は、保健医療関係者と連携し、がん患者の意向により、住み慣れた家庭又は地域での療養が選択できるよう、在宅におけるがん医療の充実のために必要な施策を講ずるものとする。

(緩和を目的とする医療の推進)

第12条 県は、保健医療関係者と連携し、がん患者が終末期を含め質の高い療養生活を送り、また、その家族ががん患者に安心して寄り添うことができるよう、がん患者のがんによって生じる身体的な苦痛並びにがん患者及びその家族のがんによって生じる精神的及び社会的な不安の緩和を目的とする医療を推進するために必要な施策を講ずるものとする。

(医療従事者の育成及び確保等)

第13条 県は、手術、放射線療法、化学療法その他がん医療に携わる専門的な知識及び技能を有する医師その他医療従事者の育成及び確保並びに健全な労働環境の整備に関する支援のために必要な施策を講ずるものとする。

(がん医療に関する情報の収集及び提供)

第14条 県は、県民ががん医療に関する適切な情報を得られるよう、がん診療連携拠点病院をはじめとする医療機関の診療情報その他がん医療に関する情報の収集及び提供のために必要な施策を

講ずるものとする。

(がん登録の推進)

第 15 条 県は、効果的ながん対策の立案及びがん医療の向上に必要な情報を得るため、がん患者のがんの罹患、転帰（治療の経過及び結果のことをいう。）その他の状況を把握し、分析するための取組であるがん登録を推進するために必要な施策を講ずるものとする。

(研究の推進等)

第 16 条 県は、がんの予防及び早期発見、がん医療の技術の向上、がん患者及びその家族の身体的及び精神的な苦痛の軽減並びにがん患者の療養生活の質の向上のための研究が推進され、並びにその成果が活用されるよう、必要な施策を講ずるものとする。

(がんに関する教育の推進)

第 17 条 県は、児童及び生徒が、がん及びがん患者に関する正しい知識を持つとともに、がんの予防、早期発見等の重要性について理解を深めることができるよう、教育機関、保健医療関係者その他の関係団体と連携して必要な施策を講ずるものとする。

(県民運動の推進)

第 18 条 県は、保健医療関係者、企業、がん患者及びその家族等で構成される民間団体その他の関係団体と連携し、がん対策に対する県民の理解及び関心を深めるための活動を展開するものとする。

(財政上の措置)

第 19 条 県は、がん対策に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この条例は、平成 22 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。